

写

熊労発基 0805 第 2 号
令和 4 年 8 月 5 日

熊本地方最低賃金審議会

会 長 高 峰 武 殿

熊本労働局長

新田 峰雄

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年熊本労働局最低賃金公示第 3 号）
- 2 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金（平成 20 年熊本労働局最低賃金公示第 4 号）
- 3 熊本県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成 20 年熊本労働局最低賃金公示第 2 号）